

一般社団法人日本結核・非結核性抗酸菌症学会  
抗酸菌症エキスパート制度規則

●第1章 総則

第1条（目的）

日本結核・非結核性抗酸菌症学会（以下、本学会）は、結核および非結核性抗酸菌症（以下、抗酸菌症）に対する適切な医療を推進するため、抗酸菌症のチーム医療構成メンバーである看護師・保健師等の専門的知識と技術の向上をめざす。本学会は抗酸菌症の撲滅と患者のQOL・ADL改善に資することを目的として教育研修に努めるべく、日本結核・非結核性抗酸菌症学会抗酸菌症エキスパート制度を設ける。同時に、有意な人材がそれぞれの職域で活動し、社会貢献・地域貢献に利するよう本学会は継続的に支援する。

第2条（運営）

前条の目的を達成するために、本学会は抗酸菌症エキスパートを登録し、あるいは認定する。

登録エキスパート(Registered Expert for Mycobacteriosis of the Japanese Society for Tuberculosis and Nontuberculous Mycobacteriosis)

認定エキスパート(Certified Expert for Mycobacteriosis of the Japanese Society for Tuberculosis and Nontuberculous Mycobacteriosis)

第3条 本制度の運営は認定制度審議委員会が行う。

●第2章 認定制度審議委員会

第4条 認定制度審議委員会は第1条に掲げる目的を遂行するために必要な事項を所掌し、抗酸菌症エキスパートの登録・認定業務を行う（施行細則1参照）。

●第3章 抗酸菌症エキスパートの応募資格

第5条 次の1から3の条件を満たす場合、応募できるものとする。

1. 看護師、准看護師、保健師、理学療法士、栄養士・管理栄養士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、その他、認定制度審議委員会が認めた資格を有する者
2. 前項に掲げた資格の職歴が合わせて3年以上を有する者
3. 認定制度審議委員会が指定したセミナー等に参加し、研修単位50単位を取得した者（施行細則3参照）

第6条 抗酸菌症エキスパートに、登録抗酸菌症エキスパートと認定抗酸菌症エキスパートを置く。

1. 登録抗酸菌症エキスパートは、第5条のすべての要件を満たし、かつ研修単位50単位以上を取得した者とする（施行細則3参照）。本学会の会員、非会員を問わない。ただし、非会員は、申請時に本学会会員への入会を押し込むことを必須とする。
2. 認定抗酸菌症エキスパートは、第5条の1を満たす者で、本学会会員歴が5年以上あり、かつ所定単位80点以上を取得した者とする（施行細則3参照）。

●第4章 登録・認定申請の要項

第7条 登録・認定を希望する者は、次の各項に定める書類を認定制度審議委員会に提出する。

1. 申請書

2. 当該職免許証のコピー
3. 申請料（施行細則 2 参照）の振込受領証のコピー
4. 規定の単位取得証明書（施行細則 3 参照）

第 8 条 登録・認定申請の期限は毎年 9 月末日とし、認定制度審議委員会は毎年 1 回申請書類により審査を行い認定する。

第 9 条 本学会は登録・認定された者に対し登録証あるいは認定証を交付し、学会誌とホームページに名簿を掲載する。

第 10 条 登録・認定期間は資格を認定された年度の 4 月 1 日より 5 年間とする。登録・認定更新の審査を経なければ、引き続いて抗酸菌症エキスパートを呼称することはできない。

#### ●第 5 章 抗酸菌症エキスパートの資格の更新

第 11 条 認定制度審議委員会は、登録・認定を受けてから 5 年を経たときに、認定制度審議委員会の定める要件（施行細則 4 参照）を満たした者について、登録・認定更新申請書類の審査を行い、認定制度審議委員会で審査のうえ、資格を更新し、登録証あるいは認定証を交付する。また、学会誌とホームページに更新者名簿を掲載する。更新を希望する者は次の各項に定める書類を認定制度審議委員会に申請期限までに提出する。なお、更新申請の期日は毎年 9 月末日とする。

1. 登録・認定資格更新申請書（該当者には本学会から送付）
2. 単位取得確認書類（施行細則 5 参照）
3. 更新料（施行細則 7 参照）の振込受領証のコピー

#### ●第 6 章 認定制度審議委員会が指定する研修単位

第 12 条 資格登録・認定期間に学会指定の更新単位を取得しなければならない。なお、取得単位内容については別途細則に記載する。

#### ●第 7 章 抗酸菌症エキスパートの資格の喪失

第 13 条 次の事由により、その資格を喪失する

1. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき
2. 本学会会員の資格を喪失したとき
3. 申請書類に虚偽が認められたとき
4. 所定の期限までに登録・認定更新を申請しなかったとき
5. 抗酸菌症エキスパートとしてふさわしくない行為のあった者

#### ●第 8 章 本制度の運営

第 14 条 この規則に規定するものの他、本制度の運営についての必要な事項は別に細則に定める。

#### ●第 9 章 規則および細則の施行、改廃

第 15 条 この規則および細則の改廃は認定制度審議委員会の議を経て、本学会理事会で決定する。

第 16 条 この規則は 2013 年 10 月 31 日から施行する。

## 抗酸菌症エキスパート制度施行細則

### ●細則 1 認定制度審議委員会の業務

認定および更新のための審査以外に、抗酸菌症エキスパートの教育に必要な年間教育プログラム計画の作成を行う。系統的な抗酸菌症に関する生涯教育セミナーを開催し、さらに学術集会のなかから生涯教育プログラムに合致した内容のものをエキスパートセミナーに指定する。

### ●細則 2 申請料および認定料

申請者は申請時に申請料（5,000 円）を、認定を受けた者は認定料（5000 円）を指定の郵便または銀行口座に振込みのうえ、振込受領証のコピーを申請書に貼付する。振込手数料は申請者負担とし、一旦納入された申請料、認定料は返還しない。

### ●細則 3 抗酸菌症エキスパート資格、申請の要件

認定制度審議委員会が指定した生涯教育セミナー等に参加し、研修単位（登録抗酸菌症エキスパートは 50 単位、認定抗酸菌症エキスパートは 80 単位）を取得した者。

※ 下記(1)、(2)のいずれかの出席を必須単位とする。

単位取得の対象となる項目、単位数（過去 5 年以内の開催）

- |  |    |
|--|----|
| (1) 本学会が主催する生涯教育セミナー（会期中の単位の加算不可）  | 30 |
| (2) 本学会が主催するエキスパートセミナー（会期中の単位 30 単位まで加算可）                                | 10 |
| (3) 日本結核病学会学術講演会（出席）20、（筆頭演者）  | 15 |
| (4) 日本結核病学会支部学術講演会（出席）5、（筆頭演者）   | 5  |
| (5) 認定制度審議委員会が認めた学術講演会（出席）5、（筆頭演者）                                       | 5  |
| 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会、日本環境感染学会、日本感染症学会、日本化学療法学会、日本呼吸器学会、日本臨床微生物学会、日本公衆衛生学会等 |    |
| (6) 認定制度審議委員会が認めた講習会・セミナー等   |    |
| ① 日本呼吸器学会、日本感染症学会等と本学会との共同企画（半日）   | 20 |
| ② 日本結核病学会支部会開催のセミナー（半日）  | 5  |
| ③ 県、市あるいは複数医療機関が主催する抗酸菌に関するセミナー等（半日）                                     | 5  |
| (7) 学術論文   |    |
| ① 日本結核病学会誌「結核」（筆頭演者）20、（共同著者）  | 10 |
| ② 認定制度審議委員会が認めた抗酸菌感染症に関する論文が掲載された学会誌等（筆頭演者）20、（共同著者）                     | 10 |
| (8) 結核予防会結核研究所   |    |
| ① 厚生労働省 結核予防技術者地区別講習会（2 日間）  | 10 |
| ② 保健師・看護師等基礎実践コース（4 日間）  | 50 |
| ③ 保健師・対策推進コース（4 日間）  | 30 |
| ④ 結核院内感染対策担当者コース（1 日間）   | 10 |
| (9) 免疫診断研究所 IGRA 検査講習  | 5  |

(注) 認定制度審議委員会が指定する講習会・セミナーの認定

新規に認定制度審議委員会の指定講習会・セミナーの審査を希望する場合には、主催代表者が開催日の40日前までに、認定制度審議委員会宛に指定講習会・セミナー申請書、プログラム等の必要書類を郵送する。全国規模のプログラムは審議委員会で認定の可否および単位数について審議し、その結果を代表者宛に郵送する。支部単位のプログラムは毎回申請し、認定制度委員長が認定の可否について審査し決定する。単位確認書類の様式見本は別に定める。

#### ●細則 4 抗酸菌症エキスパート資格更新の要件

(1) 登録抗酸菌症エキスパートは、登録を受けてから5年後、以下の条件を満たしている場合に資格更新を申請することができる。

- 1) 認定された後も引き続き本学会の会員であること。
- 2) 登録を受けてから5年間、結核および非結核性抗酸菌症に対する適切な医療に貢献するとともに、施行細則3に定める講習会等に参加し、研修単位50単位を取得した者。
- 3) 認定期間中に海外留学した場合は、留学期間相当分の認定期間の延長を申請することができる。

(2) 認定抗酸菌症エキスパートは、認定を受けてから5年後、以下の条件を満たしている場合に資格更新を申請することができる。

- 1) 認定された後も引き続き本学会の会員であること。
- 2) 認定を受けてから5年間、結核および非結核性抗酸菌症に対する適切な医療に貢献するとともに、施行細則3に定める講習会等に参加し、研修単位80単位を取得した者。

※ 認定講習会(1)、(2)、(6)①の何れかの出席を更新の必須単位とする。

- 3) 認定期間中に海外留学した場合は、留学期間相当分の認定期間の延長を申請することができる。

#### ●細則 5 単位取得確認書類

日本結核病学会生涯教育セミナーに参加したことを証明する書類として、参加証のコピーを所定用紙に貼付する。認定制度審議委員会が指定する抗酸菌症に関連したプログラムに参加したことを証明する書類として、参加証のコピーを所定用紙に貼付する。結核予防会保健師・看護師等基礎実践コース受講修了書等のコピーを所定用紙に貼付する。また、本学会が主催する学術講演会、支部学術講演会等の参加証のコピーを所定用紙に貼付する。認定期間中に海外留学した場合は、留学期間相当分の認定期間延長証明書を添付する。

書類提出先：〒108-0074 東京都港区高輪 4-11-24-A101

日本結核・非結核性抗酸菌症学会 認定制度審議委員会 宛

#### ●細則 6 更新料

更新料(5,000円)を指定の郵便または銀行口座に振込みのうえ、振込受領証のコピーを申請書に貼付する。振込手数料は申請者負担とし、一旦納入された認定更新料は返還しない。

2017年3月22日 一部改定

2017年10月12日 一部改定

2018年11月15日 一部改定